

令和8年10月1日

学校法人 渋谷教育学園

理事長 田村 聡明

学校法人渋谷教育学園 カスタマーハラスメントに対する基本方針

1. はじめに

学校法人渋谷教育学園（以下「本学園」という。）は、「自調自考」を教育目標として掲げ、保護者の皆様等からのご支援のもと、園児・生徒一人ひとりが、各々の個性を大事にしながらお互いを尊重し成長していくための教育活動に日々取り組んでおります。

今般、労働施策総合推進法の改正（2026年10月施行）等により、いわゆるカスタマーハラスメントへの対応方針を明確にすることが事業主に義務付けられましたが、本学園の目指す教育を実現するためには教職員等の健全な職場環境の維持・向上を欠かすことはできないという認識のもと、本学園としてのカスタマーハラスメントに対する基本方針を策定いたしました。

この方針に則り、社会通念上相当な範囲を超える要求や言動には、教職員を守るために適切かつ毅然とした対応を本学園は講じてまいりますので、関係者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 本学園におけるカスタマーハラスメントの定義

(1) 本学園では、カスタマーハラスメントを次の通り定義します。

本学園の教育活動における関係者（園児・生徒の保護者、取引先、近隣の方など、本学園の教育活動におけるすべての利害関係者）による言動のうち、以下の①、②の両方に該当するもの。

- ① 教職員の職務の性質その他の事情に照らし、社会通念上許容される範囲を超えたもの。
- ② 教職員の教育・職場環境が害されるもの。

(2) 本基本方針のカスタマーハラスメントの具体例としては、以下のような言動が考えられます。なお、これらはあくまで例示であり、これらに限定されるものではありません。

- 身体的或いは精神的な攻撃、それらを想起させる言動（暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言等）
- 差別的な言動、性的な言動
- 長時間の拘束や、執拗な繰り返しによる過度な要求

- プライバシーの侵害や人格否定に関わる発言
- インターネット・SNS上での誹謗中傷や、個人情報、画像、動画や音声データの無断公開や拡散
- 担当者の交代、謝罪、不当な処分、金銭補償等の強要
- その他、社会通念上相当な範囲を逸脱した一切の迷惑行為

3. 本学園における基本方針

本学園は、関係者の皆様からのご意見、ご指摘、ご要望等に対しては、引き続き真摯に受けとめ誠実に対応してまいります。

しかしながら、上記ハラスメントに該当すると判断されるような言動が確認された場合は、基本方針に則り毅然と対処し、以後の対応や協議を制限（又はお断り）させていただきます。

さらに、悪質なケースや業務妨害に該当すると判断される場合には、弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、法的措置を含めた厳正な対応を講じます。

以上